新潟県柏崎市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費生活上特に配慮を要する消費者(以下「要配慮消費者」という。)の見守りその他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3の規定に基づき、柏崎市消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、要配慮消費者その他の消費者に係る消費者被害の 発生又は拡大の防止(以下「消費者被害対策」という。)に関し、次 に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 別表に掲げる市の関係課及び関係機関(以下「関係機関等」という。)の相互の連携及び情報の共有に関すること。
 - (2) 消費者被害対策に関する普及、啓発及び広報活動に関すること。
 - (3) 検証が必要と認められる事例の検証を行うこと。
 - (4) 効果的な消費者被害対策の検討及び実施に関すること。
 - (5) その他消費者被害対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条協議会は、関係機関等をもって組織する。
- 2 協議会に会長を置き、市民生活部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにおける会長の職務を代理する者の選出については、別に定める。
- 5 協議会の事務局は、消費生活センターに置く。

(会議)

- 第4条 協議会は、第1条に規定する目的を達するため、必要に応じ、 それぞれの関係機関等がその所属する者のうちから選出した者によ る会議(以下「会議」という。)を開催するものとする。
- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係機関等に所属する者ではない者に会議への出席を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第5条 関係機関等に所属する者及び所属していた者は、正当な理由 がなく協議会に係る職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならな い。
- 2 前条第3項の規定による求めに応じ会議に出席した者は、正当な理由がなく会議に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

別表 (第2条関係)

国又は地方公共団体	柏	崎	警	察	署	`	柏	崎	市	(福	祉	課	`	介	護	高	齢	課	`	健
の機関	康	推	進	課	`	建	築	住	宅	課	`	消	費	生	活	セ	ン	タ	_)	
その他	柏	崎	市	社	会	福	祉	協	議	会	`	新	潟	県	労	働	金	庫	柏	崎	支
	店	`	柏	崎	市	内	法	律	事	務	所	`	柏	崎	市	地	域	包	括	支	援
	セ	ン	タ	_	`	柏	崎	市	民	生	委	員	児	童	委	員	協	議	会		

(補足)

この要綱は、告示の日から施行します。 (令和3年12月15日告示)